

避難確保計画の作成とその報告 避難訓練の実施とその報告 は義務となっています！

近年、全国各地で水害が頻発、激甚化する中、高齢者、障害者、乳幼児等の防災上特に配慮を要する方（以下「要配慮者」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保が必要となっています。

このため、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「水防法等」という。）に基づき、浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内（以下「災害危険区域内」という。）に位置し、旭川市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、避難確保計画を作成するとともに、その計画を市長に報告することが義務付けられています。避難確保計画の作成・報告を行っていない施設におかれましては、速やかに避難確保計画の作成・報告を行ってください。

また、既に避難確保計画を作成・報告済みの施設におかれましては、その計画に変更が生ずる場合には、遅滞なく変更・報告を行ってください。

なお、水防法等の改正により、令和3年7月からは、避難確保計画に基づく避難訓練を行うとともに、その結果を報告することが義務付けられていますので、計画的に避難訓練を行うとともに、その都度実施結果を報告してください。

1 様式等について

避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に係る報告書の様式等は次のアドレスか右の2次元バーコードからアクセスしてダウンロードしてください。



<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/320/328001/382001/p009000.html>

2 提出方法

郵送、持参、Eメール、FAX等、提出方法は問いません。また、インターネットによるオンライン報告も可能となっており、そのリンク先は、様式等のホームページにありますので御利用ください。

3 提出期限

- (1) 避難確保計画作成（変更）報告書
 - 避難確保計画作成未報告の施設 速やかに
 - 避難確保計画を変更した場合の報告 変更後概ね1か月以内
- (2) 訓練実施結果報告書
 - 訓練実施後概ね1か月以内

4 避難確保計画を作成していない場合の指示及び公表

所有者又は管理者に対して避難確保計画の作成を求めるなどの必要な指示を行う場合があります。また、所有者又は管理者が正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することがあります。

5 避難確保計画の作成に関する情報

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に関する情報は、国土交通省のホームページから入手できますので御活用ください。

要配慮者利用施設の浸水対策（国土交通省ホームページ）

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

6 問合せ・提出先

〒070-8525

旭川市7条通9丁目48番地 総合庁舎7階

旭川市防災安全部防災課

電話 0166-25-9840／FAX 0166-24-2783

Eメール bousai@city.asahikawa.hokkaido.jp

浸水想定区域の拡大に伴う地域防災計画に定める 要配慮者利用施設の対象範囲の拡大について

1 洪水ハザードマップの改定、内水ハザードマップの作成について

本市では、洪水発生時の的確な避難行動を促すための情報を市民に提供するため、「旭川市洪水ハザードマップ」を作成しています。しかし、近年、気候変動により水害が激甚化・頻発化しており、洪水浸水想定区域の指定対象ではない中小河川等においても、多くの浸水被害が発生しています。このような背景から令和3年7月に水防法が改正され、浸水想定区域の指定対象が拡大されました。

このことから、中小河川の洪水浸水想定区域図を反映させた新しい洪水ハザードマップ、下水道などから水が溢れる内水氾濫の浸水想定区域図を掲載した内水ハザードマップを作成し、災害時に役立つ情報とまとめて「旭川市防災これ一冊 まとまっぷ」という冊子を作成しました。

2 主な変更内容

名称	旭川市洪水ハザードマップ	旭川市防災これ一冊 まとまっぷ
①洪水ハザードマップ	国又は道が管理する13の大河川	国又は道が管理する13の大河川と道が管理する38の中小河川
②内水ハザードマップ	なし	新規作成

3 新たに浸水想定区域となった要配慮者利用施設について

市では、浸水想定区域の拡大に伴い、新たに浸水想定区域内となった要配慮者利用施設を地域防災計画に定める予定です。その後、地域防災計画に定めた要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保計画の作成について通知を行いますので、対象施設は避難確保計画を作成し、市に提出してください。

4 今後のスケジュール

時期	実施主体	実施内容
R8.3～6	市	新しく浸水想定区域内となった要配慮者利用施設の確認作業
R8.7	市	地域防災計画の修正 (新しく浸水想定区域内となった要配慮者利用施設を定める)
R8.8以降	市	地域防災計画に定めた要配慮者利用施設に対して通知
	対象施設	避難確保計画を作成し、市に提出